

至誠館大学職業紹介事業に係る個人情報適正管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、職業安定法第5条の4第2項及び至誠館大学無料職業紹介事業運営規程第9条に基づき、至誠館大学（以下「本学」という。）における無料職業紹介事業の実施に伴う、本学の在学生及び卒業生の個人情報の適正な管理について、必要な事項を定めるものとする。

(取扱者)

第2条 個人情報の取扱者（以下「取扱者」という。）は、事務局長とする。

(公共職業安定所との連携)

第3条 取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。

2 公共職業安定所から、個人情報の適正管理に関する講習会等への出席勧奨があった場合には、取扱者は可能な限り出席できるようにするものとする。

(情報開示及び訂正)

第4条 取扱者は、個人情報に関して、本学の在学生及び卒業生から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

2 前項の個人情報の開示に基づき情報の訂正の要求があり、要求の内容が事実に相違ないと認められたときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

(苦情処理)

第5条 本学の在学生及び卒業生の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、取扱者は誠意を持って適切な処理をするものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定 平成29年 4月 1日（制定）

改正 平成31年 4月 1日（第1回改正）